

第 3938 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2010年)平成22年 2月16日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 所得税、控除の改正

Q：今年の税制改正では、所得税における控除の取扱いが改正されるとか。どのようになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

今年度の改正で所得税の控除は、次のようになります。

- ① 年少扶養控除（扶養親族のうち16歳未満の者をいいます）に係る扶養控除が廃止になります。
- ② 特定扶養親族（扶養親族のうち16歳以上23歳未満の者をいいます）のうち、16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止され、扶養控除の額が38万円になります。
- ③ 扶養親族又は控除対象配偶者が同居の障害者である場合には、現行、扶養控除又は配偶者控除の額に35万円加算する措置が採られていますが、これが年少扶養親族に係る扶養控除が廃止されることに伴って、特別障害者控除の額に35万円を加算する措置に改正されます。
- ④ 上記の改正に伴って、扶養控除等申告書や公的年金等の受給者の扶養控除等申告書、給与所得及び公的年金等の源泉徴収票の見直しなどが行われます。
- ⑤ この改正は、平成23年分以後の所得税について適用されます。

